

新型インフルエンザ等感染症等の患者発生時における個別事例情報の公表について（考え方）

- ✓ 感染症法において、厚生労働大臣及び都道府県知事等は、発生届や積極的疫学調査等により収集した感染症の発生の状況、動向、原因に関する情報、予防及び治療に必要な情報を積極的に公表することとされている。

背景・現状

- 患者発生時の個別事例情報の公表については、これまで、感染症の性状（感染力や感染経路等）等を踏まえて対応。
- 一類感染症については、平成26年の西アフリカを中心としたエボラ出血熱の感染拡大を踏まえ「一類感染症が国内で発生した場合における情報の公表に係る基本方針」（令和2年2月27日事務連絡）を示しており、新型コロナ対応においては、当該基本方針を参考に対応するよう自治体へ依頼していた。
- しかしながら、各自治体の新型コロナ対応においては、自治体間で公表に係る対応にばらつきがあった等の課題。
- 今般、新型インフルエンザ等対策政府行動計画の記載も踏まえ、新型インフルエンザ等感染症等の患者発生等における個別事例情報の公表の考え方を整理することとしたい。
- JIHSのリスク評価に基づき、厚生労働省・JIHS・都道府県等による当該感染症の全体像、感染防止対策、発生状況等の情報提供に加えて、個別事例情報の公表により周知する必要がある内容を整理した。

新型インフルエンザ等対策政府行動計画（令和6年7月2日閣議決定）における記載（第4章 情報提供・共有、リスクコミュニケーションの準備期の記載より）

国は、個人情報やプライバシー保護に留意しつつ、感染症対策に必要な情報提供・共有を行うため、感染症の発生状況等に関する公表基準等に関し、地方公共団体における具体的な対応の目安となりやすいよう、感染症の特徴等に応じて必要な見直しを行いつつ、関係法令等の解釈や運用の一層の明確化や周知を図る。

今回お示しする考え方

- 全国的に対応が必要な感染症が発生した場合の個別事例情報の公表に当たっては、発生した感染症の性状等によって公衆衛生上の対策の内容・公表すべき情報が異なることから、厚生労働省・都道府県等が、今回お示しする内容に基づき、患者発生 の把握後速やかに公表することを基本とし、必要に応じ、発生した感染症のリスク評価を踏まえた内容をお示しする。
- 特に、国内患者1例目～ごく少ない段階においては、今回お示しする基本的な公表項目に加えて重症度、死亡等の情報の追加がありうる。
※個別事例情報の公表を通じて国民の理解促進を図ることに公衆衛生上の意義が認められる場合があるため。
- 公表する内容については、個人が特定されないようなものとすることを前提とし、感染症の性状等に応じ、当該感染症のまん延防止のために適切な行動等を個人がとることに資するもの（公衆衛生上必要なもの）とする、との考えを明確化する。

新型インフルエンザ等感染症等の患者発生時 における個別事例情報の公表について（公表項目等）

「一類感染症が国内で発生した場合における情報の公表に係る基本方針」に準じ、また、一類感染症以外での対応実績等を踏まえると、新型インフルエンザ等感染症等の場合の基本的な公表項目は概ね以下のとおり。

公表する項目※1 感染症・国内での発生状況		一類感染症	新型インフルエンザ等感染症等		参考：感染症ごとの対応（実績等）			
			流行初期	※3 患者増加期	新型コロナ (初期期、変異株発見初期等)	麻しん	MERS (公表実績なし・通知の内容)	エムボックス (国内一例目：国による公表)
患者の基本情報	・ 居住都道府県 ・ 年代 ・ 性別	公表	公表	患者数等の公表のみに移行※4	公表	公表	公表	公表
	・ 発症日時等（症状の経過）	公表	公表		公表	公表	公表 (症状)	公表 (症状、受診日)
患者の行動歴等	感染源との接触歴（感染推定地域（国や都市名）や感染源と思われる接触の有無に関する情報）等		公表		公表	公表	公表 (滞在国、接触歴、入国日)	公表 (滞在地域、接触歴)
	患者の行動歴	他者に感染させる可能性がある期間に、患者に接触した可能性のある者を把握できている場合	公表※2 (飛行機・船舶の便名等)		公表※2 (飛行機・船舶の便名等)	公表※2 (飛行機・船舶の便名等)	非公表	非公表
		他者に感染させる可能性がある期間に、患者に接触した可能性のある者を把握できていない場合	公表 (利用した公共交通機関、不特定多数と接する場所等)		公表 (利用した公共交通機関、不特定多数と接する場所等)	公表 (利用した公共交通機関、不特定多数と接する場所等)	非公表	非公表

（注）表の項目に加えて、必要な感染対策等の感染症の基本情報や接触可能性のある方の問い合わせ先、医療機関受診の方法等を公表するものとする。集団感染に関する公表項目は、発生した感染症の性状等に応じて都度お示しする。死亡時の個別事例情報は、原則公表不要。

※1 感染症のまん延防止のために適切な行動等を個人がとることに資するもの（例：当該地域への渡航者や当該施設等の利用者に注意喚起を促す等）かどうかで、公表するかどうかを判断する。基本情報のうち、患者の「基礎疾患の有無」「職業」「居住している市区町村」「国籍」については原則公表不要。

※2 公衆衛生上の対策状況（当該感染症にかかっていると疑うに足る正当な理由のある者等の特定状況等）に関する情報を公表。

※3 流行初期・患者増加期の時期移行等については、国から都度お示しする予定。

※4 患者増加期においては、個別の患者情報を公表する必要はないが、患者数等のサーベイランス情報は引き続き公表する。なお、流行株の変異等で感染症の性状等に変化が見られ公衆衛生上の対応の強化が必要な場合など、流行初期に準じた項目を公表することも考えられ、その場合は、都度お示しする。

（参考）流行初期における基本的な公表項目

- 当該感染症の性状、感染リスク等、患者数等のサーベイランス情報が別途情報提供されていることを前提に、個別事例情報については、以下の内容を基本とする。
- 必要に応じ、当該感染症のリスク評価を踏まえた内容をお示しする中で、特に国内患者 1 例目～ごく少ない段階においては、重症度、死亡等の公表項目の追加があり得る。

	今後、公表する 内容（基本）	備 考
患者の 基本情報	居住都道府県、 年代、性別、 発症日時等（症状の 経過）	- 基礎疾患の有無、職業、居住市町村、国籍については原則公表しない。 - また、例えば、検査実施状況（検査日、検体採取日、検査方法等）や、重症度、入院・療養の予定等については公表対象外。
患者の 行動歴等	感染源との接触歴、 他者に感染させる 可能性がある期間 の行動歴、公衆衛 生上実施している 対策（濃厚接触者 への対応等）	例えば、感染が判明した経緯、濃厚接触者の属性等については公表対象外。
事例公表 以降の 状況変化	公衆衛生上必要な 内容（感染させる 可能性がある行動 歴が追加的に確認 された等）	例えば、入退院等の状況、療養の場所、重症化・死亡等の転帰等については公表対象外。